令和４年３月農業委員会総会議事録

令和4年3月24日午後3時00分、令和4年3月農業委員会総会をホテルニューキャッスル3階「麗峰の間」に招集する。

出席委員 25名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	3番	三上	幸雄	委員
4番	佐藤	耕一	委員	6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員
8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員	10番	進藤	司	委員
11番	石岡	千鶴子	委員	12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員
14番	小田桐	明	委員	15番	奥元	勝義	委員	16番	髙橋	貴志	委員
17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員
20番	兜森	弘義	委員	21番	小嶋	勇成	委員	22番	藤田	善明	委員
23番	前田	優考	委員	24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員
26番	山内	知人	委員								

欠席委員　0名

出席事務局 12名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
岩木分室長	村上　輝光	相馬分室長	白浜　尚
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹	高橋　秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人	事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子
事務局総務係長	高木　一誠	事務局岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室主幹兼係長	藤田　徹	事務局主事	大浦　空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事
議案第17号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第18号　農地転用許可に係る意見について
議案第19号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第20号　農用地利用集積計画の決定について
議案第21号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第22号　別段面積の設定の必要性について

報告第９号　農地法第３条の許可取消について
報告第10号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第11号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第12号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 4 年 3 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。本日、欠席者はありませんでした。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。11 番石岡千鶴子委員、14 番小田桐明委員、16 番髙橋貴志委員、以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 17 号を議題といたします。議案第 17 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 17 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 5,805 ㎡、畑 8 件 44,020 ㎡、合計 9 件 49,825 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 12 件 60,851 ㎡、畑 14 件 80,560 ㎡、合計 26 件 141,411 ㎡であります。さらに、第 3 条第 3 項関係が、畑 1 件 5,000 ㎡、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 3 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、兜森弘義委員、小嶋勇成委員、藤田善明委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 3 件についての事情聴取を行いました。
3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 169 番について申し上げます。譲受人は、夫婦での新規就農について、農業は、自分の頑張りが作物の品質や収量に反映されやすく、非常にやりがいのある職業と感じ、本申請に至ったと申し述べておりました。また、令和 3 年度は一年を通して、国の事業である「就職氷河期世代の新規就農促進事業」を活用し、ミニトマト栽培の一通りの作業を経験しており、今後も、農協の指導の下、ミニトマトを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。なお、取得後の経営面積については、下限面積である 50 アールに達しませんが、農業用ハウス 3 棟を活用した施設栽培を行うものであり、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである」と認められるため、許可相当と判断しました。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 172 番について申し上げます。申請地は、譲受人の義理の妹が所有する農地で、主たる耕作者であった実の弟が亡くなったことから、農業経営を引き

調査委員長　継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。譲受人は、幼少期よりりんご農家である実家の農作業の手伝いをしており、また、今後も、親戚の指導の下、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 3 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、主に清掃業務や地域振興業務を中心に行っている法人ですが、今後は、第一次産業にも取り組み、生産から加工・販売までの一括運営を目指したいとのことから、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、大根を栽培し、又、当該農地で常時従事する社員は、実家が農家であることから、一連の農作業経験もあり、技術力等、特に問題はないと判断し、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、いずれも許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 17 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 17 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 17 号は、許可することに決定いたします。
次に、議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　17 ページをお開き願います。議案第 18 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 16,385 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 18 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 19 番は、その他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の不許可の例外規定

調査委員長　にあたる「住宅で集落接続に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 18 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 18 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 18 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第 19 号を議題といたします。議案第 19 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　21 ページをお開き願います。議案第 19 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 3 件 4,425 ㎡であります。また、使用収益権関係が、畑 1 件 1,007 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 21 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可相当の農地区分であります。受付番号 22 番は、その他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の不許可の例外規定にあたる「農業用施設」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号 23 番も、同じくその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の不許可の例外規定にあたる「住宅で集落接続に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。次に 24 ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号 16 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「申請地の周辺地域に居住する事業者の施設で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、

調査委員長　必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 19 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 19 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 19 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第 20 号を議題といたします。議案第 20 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　25 ページをお開き願います。議案第 20 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 31,481 ㎡、畑 10 件 44,061 ㎡、その他 145 ㎡合計 18 件 75,687 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 12 件 50,847 ㎡、畑 5 件 13,531 ㎡、合計 17 件 64,378 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田 10 件 44,904 ㎡、畑 2 件 6,006 ㎡、合計 12 件 50,910 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。31 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 149 番、150 番及び 33 ページ使用収益権関係、受付番号 265 番から 34 ページ 267 番、36 ページ受付番号 271 番から 40 ページ受付番号 279 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。35 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 268 番から 40 ページ 279 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第20号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第20号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第20号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第21号を議題といたします。議案第21号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　41ページをお開き願います。議案第21号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田6件13,206㎡、畑15件53,670㎡、合計21件66,876㎡であります。また、使用収益権関係は、田2件5,230㎡、畑3件7,062㎡、合計5件12,292㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田2件5,230㎡であります。今回提出されました26件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買21件、貸借5件が整ったものであります。48ページをお開きください。所有権関係、受付番号116番から49ページ119番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たす計画案であります。51ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号26番、27番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

小嶋勇成委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（小嶋勇成委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に45ページ所有権関係、受付番号110番についてご審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第21号のうち、所有権関係、受付番号110番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　意義がないものと認め、議案第21号のうち、所有権関係、受付番号110番に

議　　長　　ついては、原案のとおり決定いたします。小嶋委員の着席をお願いします。

（小嶋勇成委員着席）

兜森弘義委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（兜森弘義委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 47 ページ所有権関係、受付番号 115 番についてご審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 115 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　意義がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 115 番については、原案のとおり決定いたします。兜森委員の着席をお願いします。

（兜森弘義委員着席）

平井秀樹委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（平井秀樹委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 49 ページ所有権関係、受付番号 119 番についてご審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 119 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　意義がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 119 番については、原案のとおり決定いたします。平井委員の着席をお願いします。

（平井秀樹委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 110 番、115 番及び 119 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 110 番、115 番及び 119 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 110 番、115 番及び 119 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は、「別段面積の設定の必要性について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　53 ページをお開き願います。議案第 22 号は、「別段面積の設定の必要性について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の設定の必要性について、本会の審議を求めるものであります。農地法の下限面積、いわゆる 5 反歩要件については、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が 50 アール未満の別段の面積を定めることの必要性について審議するものであります。なお、詳細につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　54 ページをお開きください。農地法施行規則第 17 条第 1 項に定める基準について申し上げます。2020 年農林業センサスでは、当市全体の 40 アール未満の農家戸数は、全農業戸数の 7.34％となっており、地区別においても、規則に定める 40％を下回っているため別段面積を設定できる基準に該当しておりません。次に、55 ページをお開きください。農地法施行規則第 17 条第 2 項に定める基準について申し上げます。同規則によりますと、遊休農地が相当程度存在する場合は、先ほど申し上げた基準を適用せずに別段面積を設定できることから、このことについても検討しました。過去３年分の利用状況調査における地区別の遊休農地面積です。今年度の利用状況調査の結果によれば、当市の農地台帳面積に占める遊休農地面積の割合は、2.61％となっており、前年度及び前々年度と比較しても減少していることから、この基準にも該当しないと考えられます。なお、今年度の遊休農地面積につきましては、農林水産省の通知である「農地法の運用について」が改正され、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」も遊休農地に含まれることとなりましたが、前年度以前との比較を要することから、これを除いた面積で検討いたしました。以上のことから、現時点では、別段の面積は設定しないことが妥当であると判断いたしました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 22 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 22 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 22 号は、「別段面積を設定しない」ことに決定いたします。
次に、報告事項に入ります。報告第 9 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　57 ページをお開き願います。報告第 9 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 9,193 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、59 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。

事務局次長　以上であります。

議　　長　報告第 9 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 10 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　61 ページをお開き願います。報告第 10 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 107,150 ㎡、畑 11 件 143,299 ㎡、合計 19 件 250,449 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 63 ページから 67 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 10 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 11 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　69 ページをお開き願います。報告第 11 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 781 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、71 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 11 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 12 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　73 ページをお開き願います。報告第 12 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 12 件 50,818 ㎡、畑 9 件 54,192 ㎡、合計 21 件 105,010 ㎡ であります。なお、解約理由につきましては、75 ページから 76 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 12 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 45 分］